

都道府県支部開催の国保地域医療学会等に対する助成基準

昭和63年1月1日 全国国保医学会

平成23年4月1日 改正

1 目的

国民健康保険の理念に基づく標記の学会開催に対して助成を行い、国民健康保険と国保診療施設の包括的な地域医療活動に資することを目的とする。

2 対象

助成の必要条件は以下の各号に該当するものとする。

- (1) 参加者は、国保診療施設に勤務する医師をはじめ、看護師、その他の職員、保健師等、多種の職種にわたっていること。
- (2) 参加人員は、概ね150名以上に及んでいること。
- (3) 開催回数は、少なくとも1年に1回開催されること。
- (4) その内容は、一般演題・研究発表・特別講演等の他、シンポジウム、パネルディスカッションのうちいずれかを包含するものであること。
- (5) 開催後、その内容を冊子にまとめ、これを毎年出版していること。

本要綱は昭和63年1月1日より施行する。

[助成方針]

(1) 助成対象都道府県

都道府県主催の国保地域医療学会に対する助成は、原則として助成基準を概ね満たしている都道府県に対し助成する。

助成額

都道府県主催の国保地域医療学会に対する助成額は、100千円とする。